

巻頭言



補綴歯科専門医の新制度の概要 Overview of New Prosthodontic Specialist System

修練医・認定医・専門医制度委員会
委員長 河相安彦

みなさま、2023年は補綴歯科学会にとって歴史的転換点となる年になりそうです。ここ数年来の機構認証専門医へ向けた準備が大詰めを迎え、本学会永年の悲願であった専門医の広告開示が目前に迫りつつあるからです。この号には、新専門医制度に関して教育問題検討委員会（鮎川保典理事）と修練医・認定医・専門医認定委員会（木本克彦理事）と連携した依頼投稿がありますが、それとは別にこの巻頭言では、専ら分かりにくいというご意見をいただいている制度の概要を簡単にご紹介させていただきます。

I. 補綴歯科専門医

「補綴歯科専門医」は、平成17年本会で定められた専門医制度に基づく「補綴歯科専門医研修プログラム」を修了し厳正な試験に合格し認定された歯科医師です。また、認定後も所定の生涯研修を継続し、5年ごとの審査と資格を更新し、専門性を維持している歯科医師です。

補綴歯科専門医が対象とする疾病・病態は、代表的な歯科疾患であり国民病とも言える「全部および部分欠損」と「歯質欠損」に加えて、①顎顔面欠損 ②著しい顎堤吸収 ③すれ違い咬合 ④咬合平面の乱れ、咬合崩壊、低位咬合 ⑤摂食機能障害 ⑥口蓋裂 ⑦全顎的審美障害 ⑧ブラキシズムおよび顎機能障害 ⑨睡眠時無呼吸症候群など、難易度の高い病態になります。補綴歯科専門医はこれらに関連する総合的かつ専門的な知識と診療技術を高い水準で維持し、疾患・病態の予防と診断・処置、リハビリテーションに関して十分な経験を有し、必要に応じ他領域の専門医に的確な照会ができる医療を国民・患者に提供し、あらゆる場面で信頼を獲得する素養を身につけねばなりません。そのための研修・申請、生涯学習ならびに研修の場となる認定機関などの概要を以下に概説します。

II. 新制度補綴歯科専門医の概要（申請）

1) 申請資格

新制度の補綴歯科専門医を申請するには、年1回行われる「認定医・専門医試験」を受験して合格することが要件になります。「認定医・専門医試験」は、補綴歯科の総合的かつ専門的知識に関する50問が出題されます。合格率はここ数年、約70%で推移しています。

また、認定研修機関で教育問題検討委員会が定める補綴歯科疾患と病態の管理と治療経験等に従事する補綴歯科専門研修プログラムを通算5年以上従事して360単位以上を取得することで申請資格を満たします。

2) 専門医ケースプレゼンテーション (口述試験)

申請資格が認定された場合、本会学術大会および支部会で行われる「専門医ケースプレゼンテーション (口述試験)」を受験します。提示するケースは申請者が担当した補綴治療を3年以上、経過観察を行った症例です。症例の現症・既往歴、病態に基づく診断や処置中の写真、術前と予後の検査結果や研究用模型などを提示し、関連する事項について審査委員が実地で口述試験を行います。

Ⅲ. 新制度補綴歯科専門医の概要 (認定機関および指導医)

1) 認定研修機関

認定研修機関は指導医が1名以上常勤し、研修の実施に必要な設備、図書および人員を有し、研修歯科医師一人あたり基本的な補綴歯科症例100例以上および補綴歯科難症例20例以上を5年の研修期間で経験できる施設です。認定機関はこの設備・指導体制等の基準を満たした認定研修機関(甲)と、(甲)と連携する、認定研修機関(乙)で構成されます。認定研修機関の審査と認定も所掌の委員会で行われます。

2) 指導医

指導医(研修者を直接指導・評価する歯科医師)は、専門医の臨床・研究・指導等の実績に基づき審査をします。

Ⅳ. 補綴歯科専門医の概要 (更新・生涯研修)

専門医はプロフェッショナルオートノミーに基づき、専門性の質保証と維持に資する生涯学習を個々で継続する責務を負います。制度を検討する所掌委員会では研修・臨床・研究活動の「単位制度」を制定し、研修の状況認定を所掌する委員会による審査を5年ごとに受け資格を更新します。

生涯学習は、本学会学術総会および支部学術大会、専門医研修会、補綴歯科臨床研鑽会プロソ、生涯学習公開セミナー等を指し、出席をもって単位が付与されます。また、専門医自身が行った臨床ケースの報告も行います。このほか、医療安全や倫理教育など歯科医師が専門性に関わらず持つべきユニバーサルな知識を歯科専門医共通研修の受講で修得することも要件となります。

Ⅴ. 今後の展開

現在1,185名の補綴歯科専門医(うち指導医は683名)が全国に点在し登録されています。また、認定機関は甲79機関、乙25機関が登録されているところです(令和4年9月現在)。

今後は指導医の確保と専門医の地域偏在が課題となります。また研修機関についても拡充と充実が求められます。これらの課題は本学会のみならず共同申請学会(日本学咬合学会)との協働で解決する必要があるようです。本制度の規程・細則については学会ホームページにあります。またQA集も随時更新しています。しかしながら、行間を読み取りにくい、また個別の案件で不明な点が多くあるのも承知しているところです。ご不明な点があれば、ご遠慮なく事務局の方までお問合せください。関連委員会で検討し、ご回答を申し上げます。

最後に、補綴歯科専門医が国民に周知され、患者・社会に貢献できる制度となるようぜひ、補綴歯科専門医の資格を有さない先生は前向きに取得をお考えいただくと同時に、全会員の皆さまのご協力を頂戴できれば幸いです。